

住宅用火災警報器

消防法により、全ての住宅への住宅用火災警報器の設置が義務となっています。

まだ設置していない方は、大切な命や財産を守るため、住宅用火災警報器を適切な場所に設置しましょう。

必ず設置しなければならない場所



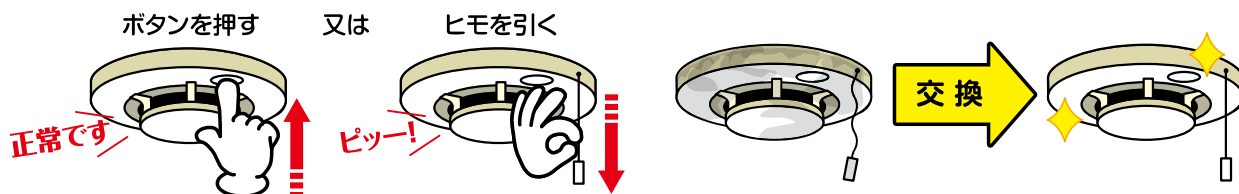
普段、寝室として使う部屋



寝室がある階の階段上部

維持管理（点検・お手入れ）について

- ①月に1回「点検」すること（点検用のボタン押すかヒモを引いて動作確認）
 - ②半年に1回「清掃」すること（掃除機等でホコリを取り除く）
 - ③10年経ったら「本体交換」（電池切れの際は警報器本体を交換“**目安10年**”）
- さらに安心「無線式連動型」（1ヶ所で煙を感知すると一斉に家中の警報器が鳴る）

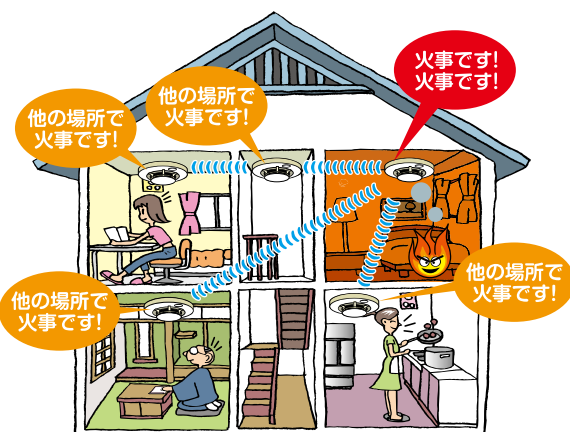


重要

10年を目安に本体を交換しましょう！

電池寿命（おおむね10年）が近づくと、音やランプ表示でお知らせします。

「無線式連動型」について



1ヶ所で煙を感知すると一斉に家中の警報器が鳴る**無線式連動型の住宅用火災警報器**の設置を、ぜひ検討してみてください。

【活用例】

2世帯住宅等に設置することで、火元以外の場所へ火災を知らせます。

消防隊が設置・交換のお手伝い

65歳以上の高齢者のみの世帯などで、住宅用火災警報器の設置が困難な場合、消防隊による設置や交換の支援が受けられる場合があります。

※事前に住宅用火災警報器の準備（購入）をお願いします。
詳しくは、お近くの消防署（21ページ参照）へご相談ください。



住宅用火災警報器の給付が受けられる場合があります

事業名：日常生活用具給付等事業

対象者

- ①高齢者： 前年度の所得税が非課税で、寝たきりの高齢者及び一人暮らしの高齢者
- ②障害がある人： 重度の障害がある人（身体障害者手帳1・2級又は療育手帳A）のみの世帯（所得要件あり）

※詳しくは、区役所の保健福祉課「**高齢者・障害者相談係**」（17ページ参照）へご相談ください。



不審な電話・悪質な訪問販売にご注意を！

消防署の職員を名乗る者から、家族構成などの個人情報聞き出そうとする電話や、悪質な訪問販売の事案が発生しています。

消防職員が電話で「個人情報」を聞くことや、警報器・消火器を販売することはありません！！



不審に思ったときは、最寄りの消防署（21ページ参照）又は消費生活相談窓口にご相談してください。

小倉北相談窓口 ☎582-4500	八幡西相談窓口 ☎641-9782
小倉南相談窓口 ☎951-3610	市立消費生活センター（戸畑） ☎861-0999

消火器

火事になったとき、初期の消火方法として、最も効果的なものが消火器です。消火器は、ホームセンターや消防用設備業者などで購入することができます。

消火器の設置は、一般家庭については義務ではありませんが、軽量で操作も簡単な住宅用消火器の設置をお勧めしています。

※住宅用消火器には法令に基づく点検の義務はありませんが、定期的にサビやキズ等が無いか確認しましょう。

消火器の種類

消火器には、消火で利用できる火災の種類が、絵で表示されています。設置する場所に合わせたものを選びましょう。

住宅用消火器の場合



普通火災適応	天ぷら油火災適応	ストーブ火災適応	電気火災適応

業務用消火器の場合



普通火災 (A 火災)	油火災 (B 火災)	電気火災 (C 火災)
木材、紙、繊維 などが燃える火災	石油類その他の油類 などが燃える火災	電気設備 などの火災

会社や工場など、法令で設置が義務となっている場所には、業務用消火器を設置する必要があります。

注意事項

※サビ、キズ、変形等のある消火器は、破裂等の事故がおこる可能性が高いため使用せずに処分して下さい。(処分方法は次のページ)

消火器の使い方

※炎が大きい場合は、無理をして消さず、避難を最優先してください。

- 1 安全ピンを抜く
- 2 ホースを外し火元に向ける
- 3 レバーを強く握る



消火器の処分について

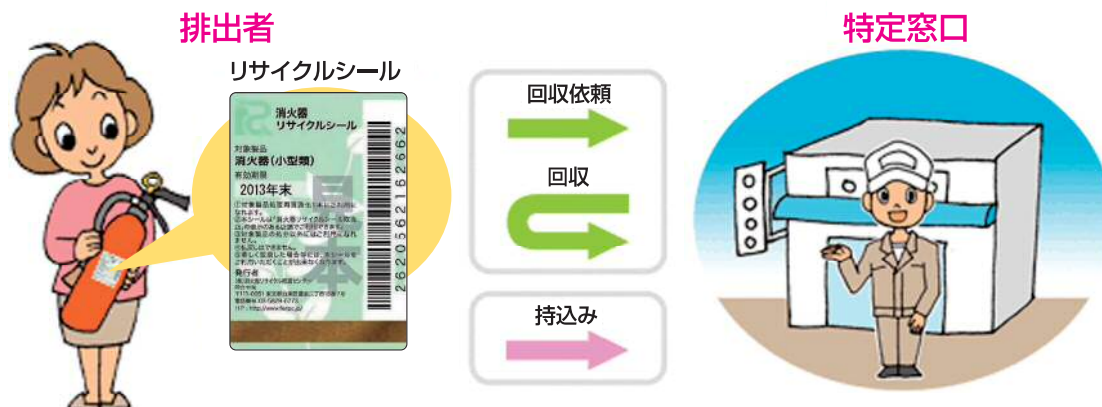
消火器を処分する際は、一般家庭ゴミや大型ゴミとして捨てることはできません。消火器の処分は（一社）日本消火器工業会が地域の消火器販売店等（特定窓口）と協力して行っています。

まずは、以下のコールセンターへお問い合わせください。

消火器リサイクル推進センター 電話03-5829-6773

受付時間／9時～17時（土曜・日曜・祝休日及び12時～13時を除く）

消火器を処分する際の流れ



消火器を廃棄する際には、まず、お手持ちの消火器にリサイクルシールが貼ってあるかご確認ください。

- ▶貼ってある・・・そのまま地域の消火器販売店等（特定窓口）にお持ちください。
- ▶貼っていない・・・リサイクルシールを購入して消火器に貼り付ける必要がありますので、消火器販売店等（特定窓口）にご相談ください。



近くに窓口が無い場合は郵送で回収を依頼することもできます

※依頼の際は、事前に電話やインターネットで申し込みが必要です。

申込先 ゆうパック専用コールセンター TEL 0120-822-306